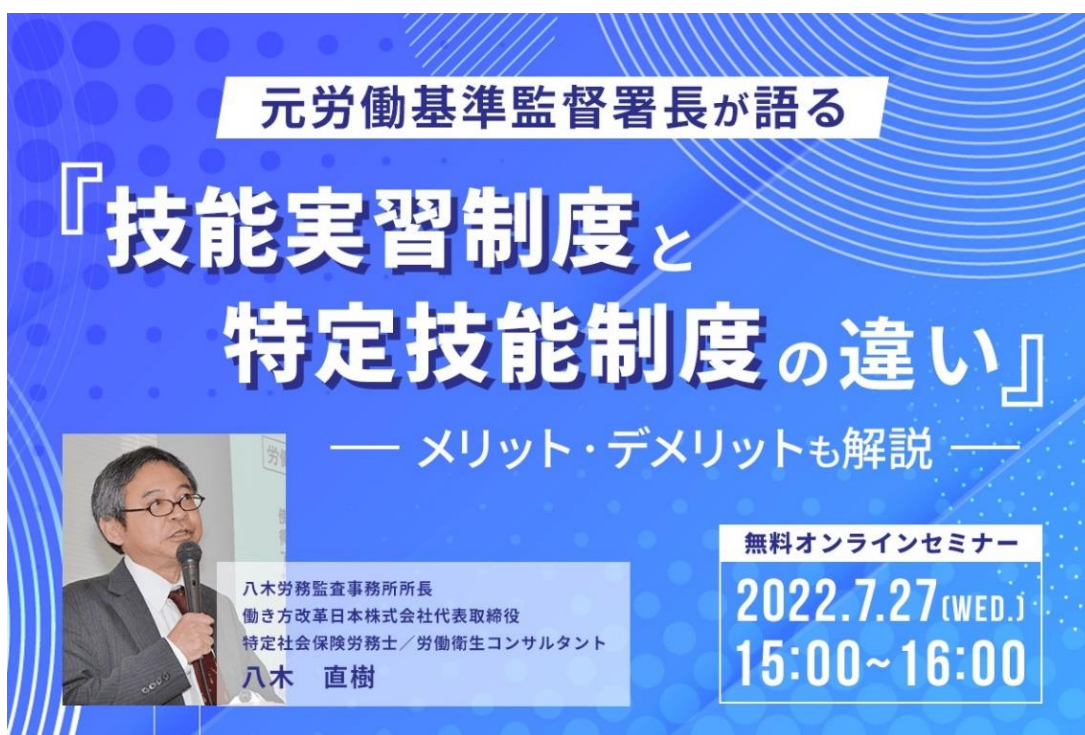


2022年7月20日
株式会社ウィルオブ・ワーク

元労働基準監督署長が解説する 技能実習制度と特定技能制度の違いとは！？

<2022年7月27日（水）15:00 – 16:00開催>

総合人材サービスの株式会社ウィルオブ・ワーク（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：告野 崇）は、労働基準監督署長の経験を持つ、八木労働監査事務所（本社：千葉県市川市、代表者：八木 直樹）所長の八木 直樹氏をお招きし、無料オンラインセミナー『元労働基準監督署長が語る 技能実習制度と特定技能制度の違い～メリット・デメリットも解説～』を、2022年7月27日（水）に開催します。



元労働基準監督署長が語る

『技能実習制度と特定技能制度の違い』

— メリット・デメリットも解説 —

無料オンラインセミナー

2022.7.27 (WED.)
15:00~16:00

八木労働監査事務所所長
働き方改革日本株式会社代表取締役
特定社会保険労務士/労働衛生コンサルタント
八木 直樹

深刻化する人手不足の中、外国人材の受け入れ制度として「技能実習制度」「特定技能制度」という名称を耳にする機会が増えていますが、この2つの制度は似ているようで全く異なる制度です。

1993年に制度化された「技能実習制度」は、日本で培われた技能・技術又は知識を開発途上地域等へ移転させることで、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」への寄与を目的とした国際協力の取り組みです。一方で「特定技能制度」は、中小・小規模事業者をはじめとする人手不足への対応を目的に、2019年から外国人の就労が可能となった制度です。

本セミナーでは、労働基準監督署長の経験を持つ八木 直樹氏をお招きし、「技能実習制度」と「特定技能制度」の違いとメリット・デメリットを解説します。

<本セミナーは、このような方々におすすめです>

- ・技能実習制度、特定技能制度の活用を検討されている企業担当者
- ・技能実習制度、特定技能制度について知識を付けたい企業担当者

2022年7月20日
株式会社ウィルオブ・ワーク

セミナー概要

開催日時	2022年7月27日（水） 15:00 – 16:00
参加費	無料
参加方法	Zoom配信 お申込み完了後、別途「ブラウザ閲覧用URL」をメールでお送りします。 ▼お申込みはこちら https://willof-work.co.jp/corp/fo-seminar/fo-20220727/
プログラム	第1部：技能実習制度の概要 第2部：特定技能制度の概要 第3部：技能実習制度と特定技能制度の違いとメリット・デメリット 第4部：質疑応答
登壇者	 <p>八木労務監査事務所 所長/働き方改革日本株式会社 代表取締役 特定社会保険労務士/労働衛生コンサルタント 八木 直樹氏</p> <p>昭和62年から愛知・埼玉・栃木・千葉労働局及び労働基準監督署に勤務。この間、あらゆる業種・規模の3,000以上の事業場の労務管理、安全衛生管理、派遣労働者の受入、労働災害調査、労災補償等に関わる。さまざまな労働者（外国人を含む）からの相談受付、労使紛争の解決についても1,000件以上を経験。</p>

【会社概要】

商号：株式会社ウィルオブ・ワーク
本社：東京都新宿区新宿三丁目1番24号 京王新宿三丁目ビル3階
設立：1997年1月
代表：代表取締役社長 告野 崇
資本金：9,900万円
従業員数：3,545名(2022年3月末現在)
URL：<https://willof-work.co.jp/>

【本リリースに関するお問合せ先】 広報担当：仁科（にしな）、新元（にいもと） <https://willof-work.co.jp/>
株式会社 ウィルオブ・ワーク 〒163-0455 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング55階
TEL: 03-6894-2035 FAX: 03-6894-2040 MAIL: pr@willof.co.jp